

第6回 自治基本条例をつくる市民会議

テーマ：情報公開・情報共有・情報交換は十分になされているだろうか？

日時：平成20年12月10日（水） 場所：コミュニティセンター3階会議室

第6回市民会議は、行政・議会・市民がともに「公共政策・公共活動」を担っていくうえで前提となる、“情報を共有財産として相互に活用できる環境”をいかにつくっていくべきか、について意見交換を行った。

ワークショップでは、情報公開・情報共有・情報交換の3つの切り口から、小諸市の現行制度とそれらの運営状況、関連する他自治体の条例の事例などの資料を参照しながら、小諸で新たにつくる自治基本条例にどのような内容を盛り込むべきか、どの部分を強調すべきかについて意見を出し合った。



小諸市の総合計画策定における
市民参加などを例に
市民と行政のコミュニケーション
について話し合いました。



出された意見を黒板に書きながら
整理していきました。

ワークショップの切り口

第6回会議の会議は、情報公開・情報公有・情報交換の3つの切り口から、小諸市の課題と自治基本条例に加えるべきこと・強調すべきことについて意見を出して頂くために、以下のワークシートを準備して検討を行った。

	小諸市の課題	自治基本条例の加えること・強調すべきこと
情報公開制度について		
情報共有について ・行政情報の提供(広報・ホームページ等)のあり方		
情報交換について ・行政による審議会、説明会等のあり方		

なお、当日の意見交換は、意見の出しやすさを考慮し、2つの小グループに分かれて行われた。このため、まとめも2つの班に分かれている。

< 1班のWSのまとめ > 参加人数 10名

テーマ1：情報公開制度について

“小諸市の課題”に関する意見

- ・ 現状では、一部の市民のみが活用している状況で、一般の市民にはあまり知られていない。
- ・ 課題ではないが、情報公開というと、一部の市民が関心を持ったことに対して求めに応じて行う情報公開と、請求されなくても行政が情報をオープンにしておく情報公開（説明責任を果たすための情報管理・提供）の2種類があるので、区別して考える必要があるのではないかと。

“自治基本条例に加えること・強調すべきこと”

- ・ 市民には、行政に対して情報公開請求をすることができる権利を持っていることを理解して、有効活用する責務があること、一方、行政には、こうした請求に対して、しっかりと対応する責務があることを強調するべき。

テーマ2：情報共有～行政情報の提供（広報・ホームページ等）のあり方について～

“小諸市の課題”に関する意見

- ・ 行政が市民に提供すべき情報とは、情報公開制度とは違い、多くの市民の生活に関わる情報である。こうした情報が広報や HP に掲載されているが、行政側の問題としては“一方的”であること、“タイミングが遅い”ことがある。市民の側には、“無関心”という問題があり、あまり読まれていない状況がある。
- ・ また、区に加入していない市民に対しては、広報こもろが配達されておらず、市民に公平に情報を提供するという観点からは不公平が生じているという見方もできる。
- ・ また、ホームページは便利であるが、高齢層ほど利用しづらいという欠点がある反面、若年層は広報誌を読まない傾向にあるので、ターゲットによるメディアの使い分け等の工夫が求められる。

“自治基本条例に加えること・強調すべきこと”

- ・ 行政は、広報を行うにあたっては、一方的に情報を発信するだけでなく、広報を通じて市民とコミュニケーションを図るという意図を持つ必要がある。そのように考えれば、読ませる気がないような文書はできないはずである。
- ・ タイミングの遅さに関しては、広報の発行スケジュールなどがあり、対応が難しいところがあるが、速報はホームページに掲載するなどメディアを使い分けて対応すべきである。また、タイミングが遅れることが致命傷になりかねない、災害や事件の関係の情報提供は、迅速に行う必要がある。
- ・ 市民の無関心については、無関心でいられるのは現代が平和であり、小諸市の生活に重大な問題がないからではあるが、将来のことを考えて、大人が地道に意識を啓発していくしかない。まちづくりの主体として、市民には地域や行政の情報を共有する権利があるが、反面、こうした情報を積極的に取得し、自らの問題として考える責務がある。
- ・ 現在、区への未加入者に対しては、広報誌が届いていない状況にあるが、広報誌を未加入世帯にのみ郵送するのは、区加入者にはそうしていないので不公平になってしまう。市は、転入者に対して、区に加入しないと広報誌が届かなくなるという未加入のデメリットを説明し、ホームページや公共施設に置かれている広報などの市が提供する情報を入手する手段を伝えるべきである。そのうえで、広報誌が届かないのであれば説明責任を果たしたことになる。この例に限らず、未加入者に対する区の対応は難しい場面が多く、それぞれの地域で苦勞している。

テーマ3：情報交換～行政による審議会・説明会等のあり方について

“小諸市の課題”に関する意見

- ・ 審議会に特定のメンバーが偏る傾向は確かにあり、是正が必要だと思うが、公募をしても応募者があまりいない現実がある。
- ・ 市民の無関心にも問題があるが、市民が参加しやすい時間帯や場所で会議を開催する必要がある。勤め人が昼間の会議に出たり、子育て中の母親が夜の会議に出ることは通常難しい。
- ・ 女性は、区の活動などでも実質的な活動を担っているにもかかわらず、役員にはあまりなっていない。公のものに表立って関わって、会議などで発言することに慣れていない状況があるが、実際には意見を持っているのでもったいない。

“自治基本条例に加えること・強調すべきこと”

- ・ 審議会などの会議の構成員が固定化しないように、市は根気強く公募を募るべきであるし、市民は様々な機会をとらえて市政に参加するべきである
- ・ 現実的に考えると、現在のような会議の日程では参加者が偏るのは当たり前である。裁判員制度のように市政参加に強制力を持たせるか、参加しやすい工夫を徹底して、参加の機会を多様化させていくことが必要。
- ・ 参加意識が低い市民に対しては、会議に出て発言をするような体験ができる場を設けて、そうした場での振舞い方などを学習してもらえるようにしてはどうか。

その他の意見

- ・ 自治基本条例をつくる際には、どうしても行政の責務にばかり意見が集中しがちであるが、行政の課題の裏側には現在の市民の姿勢などが表裏一体の問題として存在しているため、できるだけ市民の責務も対にして、記載すべき。そうすることで、行政目線だけではなく、市民目線も入った、バランスの良い条例になると思う。

情報の公開・共有・交換を考える前提

- ・ 情報の公開・共有・交換を行う前提として、それぞれを別々に考えていたのでは、解決にならない。全てが相互補完的な事象であるため、一緒に考える必要がある。

情報提供について

- ・ 庁舎内の情報公開コーナーの情報の更新が不十分な場合があるため、この対応は随時、速やかに行なう必要がある。
- ・ 情報の提供に当たっては、内容の正確性や出典（情報源）を明らかにすることが求められる。その一方で、不正確でも良いから、早い段階で提供して欲しいという市民意見もある。今後、情報提供可能となる判断基準（未決定事項でも公表を可とするか否か等）について、検討が必要だ。
- ・ 特定の情報弱者に対する情報提供の支援が必要なのではないか。例えば、高齢層になるとインターネットで情報を得ることが難しく、このような層に対しては別の手段を用いて情報提供を充実させることが必要なのではないか。また、行政側から、広報やインターネットで十分な情報提供をしているとしても、それをほとんど取得していない市民も多い。これらの問題へ対処する基本方針として、提供する情報内容と手段を、ターゲットごとに絞って行っていくはどうだろうか。個別の手段としては、既存の広報やホームページ、回覧板による情報提供に加え、地区の会合等でそれらの閲覧を促したりしてはどうか。また、防災無線の有効活用という手もあるが、これを日常的に使うと、いざという時に緊急性があるものと感じてもらえなくなる可能性がある。使うならば、この点への配慮が必要といえる。

個人情報保護と情報の有効活用

- ・ 個人情報に対する過剰反応が見られる。それによって、情報を必要としている人へ十分な情報提供がなされない場合もある。このような問題を防ぐため、「悪用されると困るから情報を提供してはならない」というネガティブな考え方だけでなく、「このように有効活用できる」というポジティブな考え方も必要であろう。そうすることで、より有効な情報活用ができるのではないか。

行政情報に対する市民意識

- ・ 現状では、情報公開条例などの各種条例が市民に認識されていなかったり、特定の人ばかりが行政情報の公開を求めに来たりしている。つまり、市民の多くは行政情報にあまり関心を持っていないという問題がある。関心がない原因としては、自分の生活と行政情報が結びついていないため、ということが主であろう。このため、市民への提供情報は、出来るだけ生活と関連付けた内容にすることが必要なのではないだろうか。
- ・ また、行政や議会が、市民から情報を受取る機会がそれほどないということも問題として挙げられる。この解決のため、市議会議員を通じた意見交換の場を設けることや、民意を汲み取るためのアンケートの実施も有効なのではないか。また、アンケートを行うことは、幅広い層に対する行政情報への関心を高めるといふ、付加的効果も考えられる。

自治基本条例策定の前提

- ・ 行政批判に終始する者や自分の主張を押しとうそうとばかりする者も、市民の中に必ず存在する。自治基本条例の策定に当っては、このような人々ではなく、良識を備えた市民を前提として検討してはどうか。逆に言えば、良識のない市民は、このような条例によって保護される対象には含めないという考え方をもち、条例の策定を進めてはどうか。